

市税に関する証明等申請時の「本人確認」方法

立川市では、本人になりすまして不正な目的で証明の申請及び公簿の閲覧を行うことを防止し、納税者のみなさまの個人情報保護を図るために、「本人確認」をより厳格な方法に変更します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

対象となる証明と公簿

【証明】市・都民税に関する証明書、固定資産税に関する証明書、法人市民税に関する証明書、納税に関する証明書

【公簿】土地・家屋課税（補充）台帳、償却資産課税台帳、名寄帳 など

窓口で提示していただく申請者の「本人確認書類」

「本人確認書類」は、以下のA・B・Cに記載されている書類です。

窓口での申請時には、申請される方の「本人確認書類」として、身分を証明できる官公署が発行した顔写真付きの書類（A）であれば1種類の提示、それ以外の書類（B・C）であれば、BとCから2種類の提示が必要になります。有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。

A. 法律またはこれに基づく命令等の規定により交付された本人の顔写真が添付された書類

運転免許証、マイナンバーカード（顔写真つき）、旅券、住民基本台帳カード（顔写真つき）、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持免許証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、無線従事者免許証、身体障害者手帳、官公庁の職員の身分証明書、外国人登録証明書又はこれらと同等の書類

B. 法律またはこれに基づく命令等の規定により交付されたもの及び特殊加工処理された写真のある書類

健康保険の被保険者証、介護保険被保険者証、各種年金証書（手帳）、恩給証書、生活保護受給者証、住民基本台帳カード（Aタイプ）、顔写真のある社員証及び学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はこれらと同等の書類

C. その他

顔写真のない社員証及び学生証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人あての郵便物、各種会員証又はこれらと同等の書類